

議案第 2 4 号

匝瑳市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 1 日提出

匝瑳市長 宮 内 康 幸



匝瑳市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を  
改正する条例

匝瑳市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成24年匝瑳市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「組合休暇」の次に「、修学部分休業（当該職員が、大学その他の教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）」を加える。

第17条中「。以下この条」の次に「及び次条」を加える。

第22条第4項中「第6条、第8条及び第18条」を「第6条及び第8条」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



(参考)

医療市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第1条～第10条 略 (給与の減額)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、看護休暇（当該職員が配偶者、2親等以内の親族その他管理者が別に定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの看護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、<u>組合休暇</u>（当該職員が、大学その他の教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、又は高年齢者部分休業（当該職員が55歳（医師である職員にあつては、60歳）に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で、当該職員がその申請において示した日からその定年退職日（地方公務員法第28条の6第1項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 略</p> <p>第12条～第16条 略 (期末手当)</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職を占める者にあつては、1週間当たりの勤務時間が管理者が定める時間に満たない者を除く。）にあつては、任期が6箇月以上の者その他管理者が定める者に限る。以下この条及び次条において同じ。）に</p>	<p>第1条～第10条 略 (給与の減額)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、看護休暇（当該職員が配偶者、2親等以内の親族その他管理者が別に定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの看護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、<u>組合休暇</u></p> <hr/> <p>又は高年齢者部分休業（当該職員が55歳（医師である職員にあつては、60歳）に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で、当該職員がその申請において示した日からその定年退職日（地方公務員法第28条の6第1項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 略</p> <p>第12条～第16条 略 (期末手当)</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職を占める者にあつては、1週間当たりの勤務時間が管理者が定める時間に満たない者を除く。）にあつては、任期が6箇月以上の者その他管理者が定める者に限る。以下この条</p>

対して、その在職期間に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち、管理者が別に定める職員についても同様とする。

第18条～第21条 略

(特定の職員についての適用除外)

第22条 略

2・3 略

4 第6条及び第8条 の規定は、会計年度任用職員には適用しない。  
以下 略

対して、その在職期間に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち、管理者が別に定める職員についても同様とする。

第18条～第21条 略

(特定の職員についての適用除外)

第22条 略

2・3 略

4 第6条、第8条及び第18条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。  
以下 略